b　連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(46)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［略］

(42)　連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意(61)本文に準じて記載すること。

(43)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

第二号様式記載上の注意(62)本文に準じて記載すること。

(44)　連結株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(63)本文に準じて記載すること。

(45)　連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(64)本文に準じて記載すること。

(46)　連結附属明細表

第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

(47)　その他

a　［略］

b　第二号様式記載上の注意(66)ｃ及びｄに準じて記載すること。

c　［略］

(48)　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 129 条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(48)（ｂを除く。）から(53)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(48)（ｂを除く。）から(53)までに準じて記載すること。

c　財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(53)において同じ。）等を会社の実態に即して記載すること。

d　［略］

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近配列して記載すること。

b　連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(45)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［同左］

(41)　連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意(60)本文に準じて記載すること。

(42)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

第二号様式記載上の注意(61)本文に準じて記載すること。

(43)　連結株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(62)本文に準じて記載すること。

(44)　連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(63)本文に準じて記載すること。

(45)　連結附属明細表

第二号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。

(46)　その他

a　［同左］

b　第二号様式記載上の注意(65)ｃ及びｄに準じて記載すること。

c　［同左］

(47)　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 129 条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(47)（ｂを除く。）から(52)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47)（ｂを除く。）から(52)までに準じて記載すること。

c　財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(52)において同じ。）等を会社の実態に即して記載すること。

d　［同左］

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除